

仕様書

下関市ボートレース企業局公営企業会計システム導入業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づき実施するものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上、業務を遂行するものとする。

1. 業務名 下関市ボートレース企業局公営企業会計システム導入業務

2. 目的

現在、下関市ボートレース企業局において運用している公営企業会計システムの運用保守が、令和10年12月をもって終了することから、適正かつ効率的な会計業務を継続するため、新たに公営企業会計システムを導入するものである。

3. 委託期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

4. 業務の実施場所

下関市長府松小田東町1番1号 下関市ボートレース企業局

5. 業務の内容

次に掲げる事項に従い、公営企業会計システムを導入するものとする。

- (1) 地方公営企業法、同法施行令、同法施行規則、その他の関係法令・通達、下関市ボートレース企業局関係規程及び財団法人地方財務協会発刊の「公営企業の経理の手引き」に則ったシステムとすること。
- (2) 導入するシステムは、LGWAN回線を利用したクラウド型とし、LGWAN-ASPサービス種別のアプリケーション及びコンテンツサービスに登録されていること。なお、LGWAN回線は下関市3Sネットワークを介して利用するものとする。
- (3) システムに求める基本機能は次のとおりとする。
 - ①当初・補正・暫定予算編成機能
 - ②予算書作成機能
 - ③繰越予算機能
 - ④予算流用・充用機能
 - ⑤予算執行管理機能
 - ⑥収入・支出管理機能
 - ⑦月次資料・監査資料作成機能

- ⑧決算管理機能
 - ⑨決算統計機能
 - ⑩消費税管理機能
 - ⑪固定資産管理機能
- (4) 現行の公営企業会計システムで適用している予算科目等に基づき、公営企業会計用の勘定科目等を設定し、システムに反映させること。
 - (5) 勘定科目等の初期データのセットアップをすべて行い、稼働できる状態で納品すること。ただし、債権者の登録情報等、データ更新の可能性のあるもの及び出納事務に関する部分は、本稼働の時期に合わせて行うものとする。
 - (6) 委託期間中に公営企業会計に係る法改正等があれば、当該改正等を反映したシステムを構築すること。
 - (7) 業務完了までにシステムのバージョンアップがある場合は対応すること。
 - (8) その他、システムに求める機能は別紙3機能要件書のとおりとする。なお、機能要件書に無い機能で標準機能として有する機能は削除しないものとし、法制度上求められる機能については、機能要件書に明記されていない場合でも、システムを導入する上で当然備えるべきものとして、機能要件に含まれるものとする。
 - (9) 機能要件書及び市が要求する仕様で、システムのカスタマイズによっても対応できない内容については、業務の運用手法等による解決策を具体的に提案すること。解決策もない場合は、その旨を提案書に記載すること。
 - (10) 複数の職員による同時操作が可能なシステムとする。システムの利用想定台数は35台とするが、利用台数が増えた場合にも対応できること。
 - (11) 下関市3Sネットワークに接続するパソコンで利用できること。なお、当該パソコンのOS及びオフィスソフトの種類・バージョンで動作確認をすること。

6. 業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 打合せ協議、システム設計
- (2) システムの構築
- (3) ソフトウェアのインストール
- (4) 現行システムのデータ移行
- (5) 動作確認及び検証作業
- (6) 操作研修等システム導入に付帯する業務
- (7) システムの提供

7. 業務の工程に係る特記事項

システム導入については、令和10年度当初予算編成時期である、令和9年10月頃までに仮稼働を行えるよう作業を進めること。

8. データ移行

現行の公営企業会計システムからの移行対象データは次のとおりとし、伝票データや元帳データも含め、少なくとも令和8年度の1年分以上を移行対象とする。なお、協議のうえ移行対象データは追加する場合があるものとする。

- (1) 予算・決算データ
- (2) 債権者データ（口座情報含む）
- (3) 固定資産データ
- (4) 過去の伝票データ及び元帳データ

9. 成果物

- (1) 業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ①システム 一式

- ②操作マニュアル（管理者編・一般ユーザー編）

- 紙媒体によるもの 各10部

- CD-ROM等の電子記憶媒体に記録したもの 各1部

- ③システム・ネットワーク構成図

- 紙媒体によるもの 1部

- CD-ROM等の電子記憶媒体に記録したもの 1部

- (2) 成果品について、不良箇所が発見された場合は、市の指示に従い必要な補正処理を行うものとする。

10. システム運用保守

システム運用保守については、令和10年度以降の予算で予算確保に努め、別途、契約を予定している。運用保守に係る契約は毎年度契約で通算5年間を予定しているが、最終的な契約の期間や方法については、別途協議を行うものとする。システム保守の内容及び範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 内容

- ①安定的なシステム稼働のため、保守や使用途中でのカスタマイズ等が可能であること。

- ②業務全般に関する質問に対し、電話又はメールで対応可能であること。

- ③システムに障害が発生した場合には、下関市3Sネットワーク保守業者と連携し、直ちに対応すること。

(2) 範囲

- ①ソフトウェア及びアプリケーション保守
- ②システム障害対応
- ③業務支援及びシステム運用に付帯する業務

1 1. 業務遂行上の遵守事項等

- (1) 本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般的に情報システム開発の業務項目であるものについては、本業務の業務範囲に含む。
- (2) 本仕様書は、市が必要と考える大要を示したものであり、これまでの業務実績や他団体の運用状況等により、提案上限額の範囲内で効果的な提案を行うこと。
- (3) 本仕様書は、契約締結時において協議の上、内容を確認・変更するものとする。
- (4) 業務の詳細について市と密に連絡をとり、かつ、十分に打合せ・協議等を行い、適正かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (5) 業務遂行の各過程において、作業内容等に係る中間報告を適宜行い、補正等の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。
- (6) 業務の実施により市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに、その状況及び内容を連絡し、市の指示に従うものとし、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が市の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- (7) 業務遂行の過程において取得した情報について、第三者に漏洩等されることで、市の運営に支障を来すものがあれば、本委託契約の満了後もこれを守秘しなければならない。